

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント停止操作中にエバポレータ抽気止め弁に動作不良（全閉不能）が認められたため、当該弁及び開度表示装置を点検・調整	D	
2	1号機	プロセス計算機の時計に遅れ（2分程度）が認められたため、当該計算機を点検・調整	対象外	
3	1号機	原子炉内中性子束計測装置中間領域モニタ（CH13）に中性子束高高を示す警報が一時的に発生し、原子炉（A）系のハーフスクラム事象が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプの入口圧力高検出用圧カスイッチに動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
5	1号機	発電機水素ガス冷却系炭酸ガスマニホールド入口弁（ボンベ接続用）1台にハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
6	1号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ（B）潤滑油圧カスイッチの誤動作により当該ポンプが自動停止したため、当該圧カスイッチを点検・修理	C	
7	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-27）用駆動水ロッキングピストン下部入口弁のハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
8	2号機	原子炉建屋大物搬入口内における足場材運搬作業中、誤って足場材を照明器具に接触させ破損したため、当該照明器具を交換	D	
9	3号機	給復水系復水回収タンク戻り配管及び同タンク出口配管に錆の発生が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
10	3号機	活性炭ホールドアップ設備建屋の管理区域を退出する際、腰に付けていた工具が退出モニタの検出器表面に当たり損傷させたため、当該モニタを点検・修理	C	
11	3号機	中央制御室換気空調系空調機（B）のフィルタに詰まり気味が認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
12	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器装置バイパス弁の開閉表示ランプに動作不良（ランプの両点）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
13	3号機	共用所内ボイラ設備の蒸気ドラム安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	3号機	主タービン主油タンク用ガス抽出機の本体ケーシングに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	中央制御室原子炉制御盤に「給水流量制御装置故障」の警報が一時的に発生したため、当該給水流量制御装置を点検・修理	C	
16	4号機	県・町提出資料「福島第一原子力発電所の保守運転状況について（9月分）」の記事欄に記載漏れが認められたため、対応検討	C	
17	4号機	主発電機密封油処理装置の真空ポンプ（B）用排気セパレータドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
18	4号機	タービン建屋動力用電源盤に端子箱固定用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
19	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク昇降用梯子の固定ボルトの外れ（4本中1本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
20	4号機	タービン油処理系油清浄装置用タンクベントファンのフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	タービン建屋消火ポンプ室換気空調系温度調節器の制御用空気小型圧力計の接続部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	循環水系逆洗弁ピット壁面のコンクリート間隙部より地下水のしみ出しが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	循環水系逆洗弁ピット内の循環水配管下部に錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系排風機（A）の操作スイッチ固定用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
25	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置圧縮機用計器収納箱のカバーに変色が認められたため、当該カバーを点検・修理	対象外	
26	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）入口第2弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	6号機	主タービン湿分分離器（B）のレベル高検出表示灯に誤点灯が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
28	集中環境施設	補助ボイラ蒸気溜め（A）低電導度廃液系用出口弁のグランド部に水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	集中環境施設	高温焼却炉多重伝送制御システムの警報プリンタ装置に印字不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
30	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン濃縮器復水器用レベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
31	集中環境施設	高温焼却炉設備において、「補助燃焼室バーナ失火」の警報が発生すると共に、自動停止したため、当該設備を点検・修理	D	
32	その他	電池式絶縁抵抗計の定期校正において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理・再校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで